

都市計画審議会とは

都市計画審議会は、都市計画を定めるときに、都市計画法に基づき都市計画案を調査審議する機関です。都市計画は町の将来の姿を決定するものであり、住民の生活に大きな影響を及ぼします。

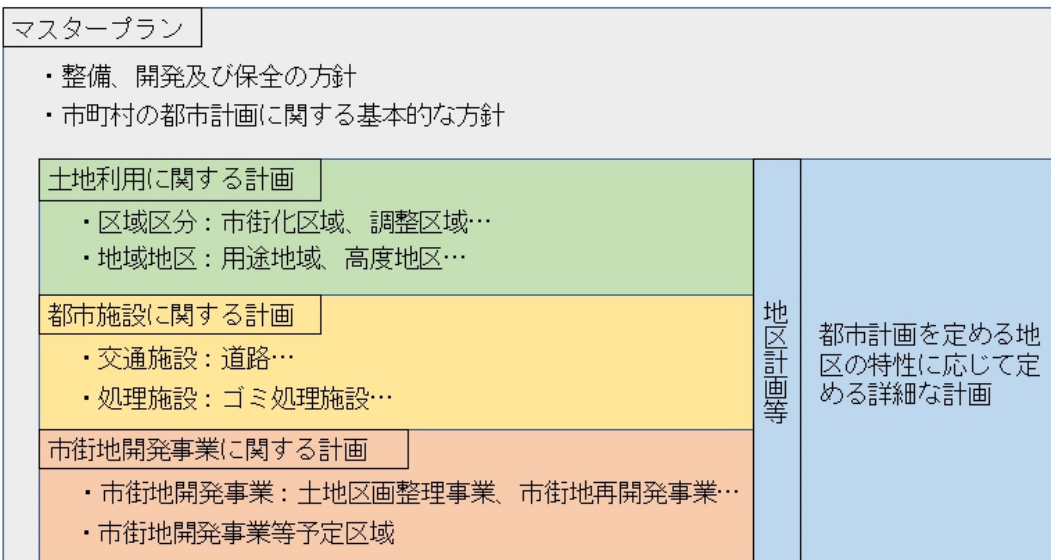
このため、都市計画を定めるときは、行政機関だけで判断するのではなく、学識経験者や議会の議員、関係機関などから構成される審議会の調査審議を経て決定することとなっています。

委員は、「松田町都市計画審議会条例」に基づき、10名以内で構成されています。なお、松田町都市計画審議会は、条例に基づき下記の事項について調査審議等を行います。

- ①町が都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。
- ②町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。
- ③都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。
- ④その他町長が都市計画に必要と認める事項に関すること。

都市計画とは

図に記載されているものは一例です。



町決定の主な都市計画

【土地利用に関する計画】

- ・用途地域
- ・地区計画
- ・景観地区
- ・防火地域及び準防火地域 など

【都市施設に関する計画】

- ・4車線未満の町道
- ・面積が10ha未満の公園や緑地
- ・ごみ焼却場
- ・公共下水道 など

【市街地開発事業に関する計画】

- ・施行面積50ha以下の土地区画整理事業
- ・施行面積3ha以下の市街地再開発事業 など

【都市計画審議会の議を経る趣旨】

Q：都市計画法第 19 条第 1 項の「都市計画審議会の議を経て」とはどういった意味ですか？同意する旨の議決がなかった場合は「議を経た」といえますか？

A：都市計画の決定において、「都市計画審議会の議を経る」とこととされたのは、都市計画が都市の将来の姿を決定するものであり、かつ土地に関する権利に相当な制約を加えるものであるから、各種行政機関と十分に調整を行い、相対立する住民の利害を調整し、さらに利害関係人の権利、利益を保護することが必要であるからです。

このことから、都市計画の決定等を行うにあたっては、学識経験者、議会議員、関係行政機関等からなる都市計画審議会の議を経ることとしました。

このような法の趣旨により、都市計画決定等を行う際は、都市計画審議会の議を経ない場合は、都市計画の決定等が無効になると解すべきで、また、議に付したが同意する旨の議決がない場合には、その都市計画の決定等には、通常重大な瑕疵があることとなり、無効になる場合が多いと考えられます。

【付帯意見の法的効力】

Q：都市計画審議会に都市計画の案を付議したところ付帯意見が付された場合の法的効力がありますか？

A：都市計画審議会は、付議された都市計画の案につき、それが都市計画として決定されることが適当か否かを審議するもので、可決にあたって条件を附すようなことは、都市計画の案の内容に変更を加えるものであって、権限を超えるものです。

したがって、付帯意見が付された場合、当該意見は、関係行政機関に対する建議の意味しか持ちえず、これを受けとった側としては、これを尊重しなければならない責務を一般的に有するが、それ自体が法的拘束力を持つものではありません。